明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十九日付第一七〇号
五月二十六日付衆会第二八
九六ページ●同日付政府調達第一四一号四〇ページ●

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千四百七十二万八千九百五十円、資本準備金の額を一億七千五百十二万八千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年七月二十一日
掲載頁　三頁
平成二十七年七月二十九日
東京都千代田区外神田二丁目七番九号リバーサイドセブンビル三F
株式会社Ｃｅｒｅｖｏ
代表取締役　岩佐　琢磨

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年七月二十九日
岡山県玉野市田井一丁目三番二〇号
川幸工業株式会社
代表取締役　山下　晶

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月二十九日
埼玉県秩父市下宮地町一八番一号
両神興業株式会社
代表取締役　西村　耕一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年七月二十九日
大阪市旭区高殿一丁目七番二八号
伊吹工業株式会社
代表取締役　新宅　章弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である星正弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十九日
東京都新宿区三栄町八番地三七Ｋ－一ビル三階Ｗ号室
ＩＴＡＬＹ　ＣＧＭＫ　ｓ．ｒ．ｌ．
日本における代表者　星　正弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である海老原武彰が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月二十九日
東京都中央区京橋一丁目六番一二号京橋イーサスビル三階
ファルタ・マイクロバッテリー・プライベート・リミテッド
日本における代表者　海老原武彰

限定承認公告

本籍京都市東山区今熊野宝蔵町二二番地、最後の住所京都府宇治市五ヶ庄平野五七番地の三　被相続人　亡　伊藤　修身

右被相続人は平成二十七年一月三十一日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十九日
京都市山科区勧修寺冷尻一の四二
相続財産管理人　篠田　久子

限定承認公告

本籍岡山市北区佐山二一〇一番地一九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小田　勉

右被相続人は平成二十七年四月四日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十四日岡山家庭裁判所岡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十九日
岡山市北区佐山二一〇一番地一九
相続財産管理人　小田純一郎

事業譲渡及び譲受け公告

平成二十七年七月二十二日開催の甲の理事会及び、平成二十七年七月二十三日開催の乙の臨時総会において乙は信用事業全部を譲り渡すことを決議し、甲も譲受けを了承しましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十七年七月二十九日
宮崎県宮崎市港二丁目六番地
（甲）宮崎県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長　溝口　吉治
宮崎県児湯郡川南町大字川南一七四三七番地四
（乙）川南町漁業協同組合
代表理事組合長　溝口　吉治

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額百四十四億七百万円を八十八億七百万円に減少して発行済優先出資総口数二十八万八千百四十口を一口に対して五万円をもって十七万六千百四十口に有償消却することとしましたので（減少すべき優先資本金の額は五十六億円であり、優先出資の消却に要する金額は五十六億円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十七年三月十八日付官報の号外第五十八号五十七頁に掲載されています。

平成二十七年七月二十九日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
御堂筋再開発プロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十六年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の第六十八期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）　（138）」とあるは「（うち当期純損失）　（138）」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月二十九日
名古屋市中区栄二丁目八番五号
大万証券株式会社
代表取締役　榊原　二郎

訂正公告

平成二十七年七月十五日（号外第一五九号）掲載の第三十一期決算公告（枠組）中「代表取締役社長　田村　直也」とあるは「代表取締役社長　田村　直哉」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月二十九日
鹿児島県志布志市志布志町志布志字若浜三三一三番地
志布志サイロ株式会社
代表取締役社長　田付　直也

取消公告

平成二十六年十一月二十八日（号外第二六六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十七年七月二十九日
東京都千代田区内神田一丁目一二番五号
（甲）株式会社日宣
代表取締役　大津　裕司
大阪市北区中之島三丁目三番三号
（乙）株式会社ハル・プロデュースセンター
代表取締役　大津　裕司

正誤

ページ	段	行	誤	正
四四七	下	二一～二二	この省令の施行の日（以下「施行日」という。）	前条第六号に定める日
〃	〃	四	第十一条	第十条
四四八	〃	八	施行日	附則第一条第六号（施行期日）に定める日

（原稿誤り）
公布財務省令第三十号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

ページ	段	行	誤	正
五〇四	上	二二	第八条、第十一条、附則第一条第六号に定める日	第八条、第十一条、附則第一条第六号に定める日
五〇五	〃	一四	施行日	附則第一条第六号（施行期日）に定める日

（原稿誤り）
平成二十七年五月二十九日（号外第百二十七号）公布財務省令第五十七号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）
三〇ページ上段終りから一行目を削除する。
平成二十七年五月二十八日正誤欄中（原稿誤り）三二ページ二段終りから五行目までを削除する。

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）